

# 第1章 この本では

人権は私たち人間にとって固有の権利であり、人間として生きていくのに欠かせない権利と一般に定義できるでしょう。

人権と基本的自由によって、私たちはもって生まれた自分を十分に發揮させることができます。自分の人としての本分を活かし、知識や才能や良心を十分に利用して、私たちの心が必要とするもの、私たちが必要とするいろいろなものを満たして行くことができるのです。このためには、一人ひとりの人間が尊厳を持つかけがえのない存在であるという考え方方が尊重され、守られる社会がなくてはなりません。人権の概念の根底には、こうした社会が必要であるという、人々の強い思いがあるのです。

人権と基本的自由を否定されることは、個人にとって不幸なことであるだけではなく、社会的及び政治的に不安定な状態を招き、社会と社会、国家と国家の間に対立や暴力の種をまきます。世界人権宣言の冒頭でも述べられている通り、人権と人間の尊厳を尊重することは「世界における自由、正義、及び平和の基礎」なのです。

この本は、小学校から高校までの教師がそうした実感や人権についての意識や理解を育てようとするときのために基本的な情報や実践に利用できる授業案を提供しようとするものです。この本で述べていることは、出発点であり、これから調査や研究で補足したり、既存の視聴覚資料や各国で作られた手引きなどを利用したりしてふくらませていくことが大事です。この本が、世界中のさまざまな文化、教育のあらゆる段階で根づかせ、発展させるためのきっかけになるよう望まれます。

この過程は各地域の教育制度の影響も受けますが、個々の教師が自分なりにどのような目標を定め、どのような心がまえでその目標に近づこうとするかにも大きくかかわっています。教育の現場で新しい試みが定着するための要は教師なのです。ですから、子どもたちに人権の意義を伝えていく上で教師は非常に大きな責任を担っています。この本では、生徒が、自分自身の価値と他人の価値に対する感受性を培うための提案から始めます。この部分は学齢期前から小学校低学年の子どもを担当する教師のためのものです。授業案は人間らしい価値観の成長に役立つものです。個々の人権の原則にどのような意味があるかがしっかりと把握できるようになります。第3章は小学校高学年から高校生が対象の授業案で、子どもたちの知的な発達にふさわしい、現実の問題にも目を向けたものとなっています。より深い自覚や現実の問題に対する理解を促し、あとで詳しい分析や研究へと発展させられるようにしてあります。

小学校高学年から高校の年代は、自分になかなか自信が持てず、そのために他人との関係がうまく築けないことがあります。自分自身に人間であることの価値を認められないときには、他人の権利を認めるのは難しいものです。このような場合、人権について教えるには、出発点に戻って、いかに自信と寛容な心を持つかという点から始めなくてはならないでしょう。

信頼をテーマとした授業案は、年齢の如何にかかわらず、クラスの雰囲気づくりに利用することができます。お互いを信頼できるような雰囲気がクラスにあるかどうか

は非常に重大な問題です。場合によっては、何度か繰り返して行い、一人ひとりの参加が欠かせないものへとふくらませてゆくとよいでしょう。信頼をテーマとしたものはまた、他人の身になって感じる力を伸ばすでしょう。この他人の身になって感じる力は、とても繊細なものでなくしやすいのですが、他の人の気持ちを身近に感じられるようになってこそ、あの人はこの人より人間的である、この人はあの人ほど人間的でない、という事実を心から理解できるのです。私たちは、誰でも、まず人間です。女か男か、国民か難民か、特定の人種や社会集団の一員かといったことは、二義的な問題にすぎません。

### 何かのために教えることと何かについて教えること

こうした教え方の根底にあり、本書の中心的テーマであるのは、人権について教えるだけでは十分でないという発想であることはおわかりでしょう。教師としては人権のために教えたいくと思うでしょう。生徒たちは人権について学ぶだけでなく、実践的な方法で学びたいと思うでしょう。それは最も実際にためになることを学びたいからです。

以上のような理由から、この本は実践的な授業案が中心です。授業案は、生徒と教師が生命、正義、自由、平等など人権概念の基本的要素を理解し、権利を剥奪されること、苦痛など人の生活を脅かすものの意味を考え、世界の抱えるさまざまな問題について、自分たちはどう考え、何を感じているかを見つめ直す機会をつくるのが目的です。

ロールプレイ（後述）は、人権の意味を伝達するうえでたいへん効果的な手法と考えられています。

世界人権宣言にうたわれている行動原則や考えに照らして考えられるように同宣言の引用や参照を多くしてあります。世界人権宣言の考え方や行動原則は国際社会によって広く承認されていることを銘記して下さい。

### 教えることと説教すること——行動は言葉より多くを語る

世界人権宣言が国際社会によって妥当性と適応性を認められていることは、教師にとってたいへん重要な事実です。これほど長年にわたって広く世界中で認められてきた約束ごとのことで、教師は自分自身の考えを押しつけたり、説教しているのではないかと良心に恥じることなく主張することができます。教育システムはかなり異なります。しかしながら人権のための教育が本当に実践されていれば、教師は授業でも日々の学校生活のなかでも人権が尊重されるような教え方ができているということですから、そのこと自体が教師の実践の価値を周囲に証明してくれるはずです。

このためには教師の側に見せかけがあつてはなりません。教え方が教える中身と相反していれば、それは見せかけになってしまいます。例えば「今日は表現の自由について考えてみましょう。そこの列、黙りなさい！」と言う場合を考えてみて下さい。

これでは生徒は人権についてよりも、権力の意味について学ぶことになってしまいます。生徒は教師をよく見ており、教師がどんな考え方の持ち主であるかを見抜くこともできるので、見せかけだけの教え方では生徒に実際に影響を与えることは難しいでしょう。例えば教師に気に入れられたいために、自分で考えることなく、教師の個人的な意見にできるだけ迎合しようとするかも知れません。生徒たちが教師の受け売りの意見しか言わなかったり、自分の意見をなかなか口にできなかったりする場合は、こうした理由があるのかも知れません。この問題は教師と生徒の双方の人権をどのように守り、どのように促進してゆけばよいかという深遠な問題にまで発展します。教室や学校の中だけのことではなく、社会のありかたともかかわる問題です。このため教師には、何を、どう教えるかを考える過程そのものに生徒や他の教職員、親たちばかりか、必要に応じて地域社会の人々にも参加してもらえるような方法を生み出すことが求められていると言えましょう。

このような形であれば、人権のための教育は教室から地域社会へと広がり、双方にとって有益ではないでしょうか。関係者全員が普遍的な価値とは何か、そうした価値と現実との関係は何かと一緒に考えてゆけるようになり、基本的な人権問題に対しても、学校がひとつの解決策になり得るということ、教える側は開かれた心で地域全体の意識を高める働きかけができるということがわかるでしょう。

生徒に関しては、生徒たち自身がクラスの約束ごとや責任の分担を話し合うことが第一歩として非常に効果があることは、体験的によく知られており、第2章以降で例を挙げます。また基本的人権の理念にかなう教え方を常に実践することが大事です。ですから誰でも、例えば担当教科が人権の問題と直接かかわりのない数学の教師であっても、人権のための教育を実践することは可能です。

## 人権と基本的自由の尊重を目指して

世界人権宣言は文明の偉大なる功績でした。

本書は、人権の理念を人間の尊厳及び人間の価値を明らかにするための絶え間ない試みととらえています。

## ガイドラインをどう設けるか

人権の歴史は、人間の基本的な尊厳や価値及び最も基本的な権利などを明らかにしようとする試みについての詳細な物語です。この努力は今日も続けられています。人権の歴史を考えることも、人権教育の基礎として取り入れたい部分で、生徒の学年が高くなり、理解力が深まるのに応じて、内容もより高度なものへと発展させてゆくことができます。市民的権利や政治的権利の確立のための闘い、奴隸制廃止キャンペーン、経済的及び社会的権利の確立のための闘いは世界人権宣言と二つの国際規約を生み、これに続く数々の条約や宣言などは、すべて現在の各国の立法や規範の基礎となっています。

人権法（行政訴訟の手続きを含む）の歴史を上手に、かつ細心の注意を持って、生

き生きとした授業で教えることは難しいものです。人権概念の正しさを自明のものとして、世界人権宣言を条文ごとに解説するのも、現実の社会から例を選びながらものであっても、生き生きした授業にはなりにくいでしょう。どんなに適切な選びかたであっても、単なる「事実」と「基本原則」だけでは、たとえ最高のものを選んでも、十分ではありません。生徒にとって、こうした基本原則が単なる知識として以上の意味を持つためには、概念についても、社会とのかかわりについても、生きたものとして感じられることが大切です。そのために生徒たちに自分自身の正義感、自由や平等感を行使する機会を提供することが重要です。

では実際にどうしたらよいでしょうか。例えば次のような問い合わせを投げかけてみて下さい。「社会を動かす基本的な原則を作ることはあなたがたの仕事であると考えて下さい。あなたがたはこの社会の一員ですが、どんな人間であるかはまだわかりません。男性かも知れないし、女性かも知れない。若いかも知れないし、お年寄りかも知れない。お金持ちか、貧しいかもわかりません。なんらかの形で障害があるかも知れない。現在とはまったく違う国籍だったり、人種だったり、宗教や文化に属しているかも知れない。自分がどんな人間であるか、とにかくわからないのです。さあ、いったいどんなきまりを作りますか？」

このように考えてみると、一人ひとりが自分自身の人権宣言を考える結果になるということです。できるだけ誠実な気持でのぞまないと、生徒たちは深く考えずに「知っているつもり」のことを口にするだけになるかも知れません。他人の身になって考えたり、感じたりする力や想像力が、生徒たちにはまだ足りないかも知れません。しかし、こう考えてみることには疑いようのない意味があります。「人間」とは何かについて真剣に問い合わせることになるからです（これは意外と難しい問題です。ある意味では人権の歴史自体が、人間としての尊厳や価値が漸次認められてゆく過程でした。人を人間としてではなく、物として扱うこと、その人本来の姿を尊重せず、何か他の目的のための道具として利用することは、基本的人権の理念の根本的精神を否定することにほかなりません）。また正しい取り扱いと誤った取り扱い、正しい行為と悪い行為の相違を真剣に問い合わせことにもなるのです。

## 深く考えること

人権理念の基本的原則が生き続けることは、人がそうすることに意義を認めることなくしてはありえません。常に問い合わせ続けなくてはなりません。「私はこれに対して権利がある。ただ欲しいとか、必要だというだけではない。これは私の権利なのだ。果たすべき責任もある」。しかし権利であると言うためには、理由が、それも正当な理由がなくてはなりません。どの権利にどんな理由があるか、自分で考えてみたことがなければ、自分の権利が侵されたり、奪われたりしたときに、その権利を認めよう主張することも、誰かが自分に対して権利を認めるよう要求したときに、その権利を尊重する必要を感じることもできないでしょう。そして権利の理由を考えるのに学校よりふさわしい場があるでしょうか。私たちは、なぜ権利がそれほど重要なの

かを自分自身で把握しなくてはなりません。権利の重要性を実感できれば、責任の意味を理解し、自分の責任を果たす力も育つからです。

もちろん逆に人権について教えるのに責任や義務という切り口から考え始めることもできます。その場合でも、教師はやはり、こうした考え方方が生徒たちの身になるように、単に言葉の意味を教える以上のことを見むのではないでしょか。大事なことを生徒も自分も実感できるように、具体的な機会をつくろうとするでしょう。そういう機会があれば、教師も生徒も義務や責任について言葉だけで考えるだけでなく、実行に移すことができます。責任、義務、権利が時に衝突することがあります、現実にそういう問題に直面したときに対処してゆくための力を培うことができます。

どの権利や義務を認めるかについて考えることにより、たいへん深い理解に到達することができます。この問題を避けて通っては、授業を通して人権を考えようとしても、血の通わない、固定観念に縛られたものとなってしまうでしょう。これこそ、対立といった問題に遭遇したときに、恐れずに創意的に対処する力を養うための機会となります。

## 人として当然の判断力

人権について学ぶには、主体的に参加できる機会が必要でしょう。生徒もおもしろいこと、いろいろなことを自分でやってみて初めて学んだことが身につくものなのです。これが本書で体験型の手法をとった理由です。知識を重視する人にとっても、体験学習を補足的なものととらえることができるでしょう。人権教育では頭で理解する以上のものが要求されるのです。責任ある正当な判断ができるということは、人類の存続にとって欠かせません。人権教育は自分の力で考え、判断する人間を育てることです。学校もそうした判断力を育てることができるのです（読み書き、論理性などの学習にとっても効果が大きいでしょう）。

## 具体的には……

本書は、人権にかかわるいくつもの基本的な問題領域を取り上げています。カリキュラムをこなすことで手一杯な学校教育に新たな重荷を負わせようというのではなく、現行の教科・科目を統合するひとつのやり方を示したいのです。いろいろな色ではなかやな傘をさすようなものと考えていただくといいかも知れません。

各問題領域は根本的な点を質問の形で示しています。授業案は、それぞれの質問を発展させるもので、授業が進むにつれて新たな問題点が提示され、それについて話し合い、その問題全体をどうとらえるかにつながっていくようになっています。

教師は本書を参考にして、新しい方法を工夫したり、他の問題領域に発展させたい場合もあるでしょう。本書の授業案を他の方法で活用することもあるでしょう。

理想的には、人権教育がカリキュラム全体に組み込まれていくとよいでしょう。現実はなかなかそうはいかず、特に中学校・高校では、社会科学、人文科学の既存の枠

組みにしたがって、それぞれの科目が独自にすすめられることが多いのが現状ですが、どのような形であっても、そうした要素が含まれているのは大事なことです。

同じ授業案を利用しても、授業の進み方や授業が生徒に与える影響は、生徒の年齢によって異なります。クラスごとの個性ももちろん違いますし、クラスの雰囲気も、ほんの一瞬で変わってしまうものです。本書の授業案を利用した教師のほとんどが、事前にはこれは自分の生徒にはとても無理だと思ったものも、実際に利用してみると、生徒たちが予想外にすばらしい反応を示したという体験をしています。この点を心に留めておくとよいでしょう。

子どもが成長するにつれて、どのような価値判断を身につけてゆくかについては、さまざまな調査が行われてきました。クラスの全員が世界人権宣言が掲げるような個々の人権原則をすべて理解することにはならないかも知れません。教師が最初から理解させようと力を入れすぎてしまうと、生徒が自分の考えや気持を素直に表現することを妨げる結果となり、それ以上の発展を難しくしてしまう可能性があることを忘れないようにして下さい。

本書は、人権の問題を深く考えることはすべての人にとっても有益な体験であり、子どもは、10歳ごろまでには、適当な機会さえあれば、こうした問題を通常考えられているよりもずっと深く、自分に引きつけて考える力を持っているものだという理解にたっています。授業はできるだけ物を使わずにできるよう考えてあります。教師にとっては、生徒たちと日々の生活の中での自分自身の体験こそが、最もゆたかな教材に他なりません。

本書の授業案は、生徒が楽しんで参加できることも重要です。生徒が感じる抵抗があまりに強い場合には、無理をしないほうがよいときもあるでしょう。

#### (a) ロールプレイ

授業案にはロールプレイを取り入れてあるものがあります。この手法が耳新しいものである場合には、詳しい手引き書などを参考にするとよいでしょう。文化的に異質な手法と思われる場合には、慎重に対処して下さい。

ロールプレイは、簡単に言えば、クラスのみんなが見ているところでちょっとした劇をするようなものです。ただし脚本通りに行う普通の劇とは違います。発端や登場人物など基本的な状況を設定して、数名の生徒にその先を演じてもらいます。演じてもらう前に、時間を少しへって、登場人物が何を言うか、演じる生徒に個人で考えてもらったり、またはクラスを登場人物ごとに数名のグループに分けて、その登場人物について考えてもらったりしてもいいですし、考える時間を全くとらず、すぐに演じてもらってもいいでしょう。進め方にも二通りあります。一つは、「物語」の形式で、語り手が話をすすめ、その都度、登場人物の意見や気持ちを聞いていく方法です。もう一つの方法では、「状況」に基づいて、登場人物がおたがいに直接かかわりながら、その場で何を言うかを決めていく方法です。教師や他の生徒たちがまわりから助言する必要があるかも知れません。

どのやり方でも、劇の部分はなるべく短くして、そのあとの話し合いを十分に行う

ようにして下さい。個々の登場人物に感情移入しすぎないよう、注意する方がいいこともあるでしょう。演じる生徒は、自分の役割から少し離れて、客観的に解説したり、批判したりできるようではなくてはなりません。見ている生徒たちも、感想や意見を述べたり、質問したりできるようにして下さい。状況によっては、見ている生徒が劇に参加して助ける必要も出てくるでしょう。

#### (b) ブレーンストーミング

ブレーンストーミングも役に立つ手法です。これは、何かについて考え、思いついたことはあり得ないことでも、すべて書き留めるという手法です。進め方のルールは基本的には次の三つだけです。まずテーマはきちんと説明すること。次に思いつきはどんなものでも受け入れること。そして、この間は批判めいたことは一切口にしないことです。生徒が「もう何も思いつかない」と言っても、もう一度、想像力の限界までよく考へるように励まして下さい。

### 評価

生徒の知識の内容や理解の深さは従来の方法で測ることができます。しかし姿勢や態度のあり方や、それがどう変化したかを評価することは、価値判断というそもそも主観的なものとかかわるために難しい問題です。ここで推薦できるような、正しい方法として異論のないものはありません。一定期間ごとに自由回答のアンケート調査を行うのが最も簡単な方法ですが、回答の内容については印象以上のものは望めず、それまでの学習にどれだけ永続的な効果があったかを、それだけで判断するわけにはゆかないでしょう。

クラスや学校全体で人権についてどのように行われているかチェックリストを作つて考えてみるとよいでしょう。チェックリストを作るところから生徒と一緒に考えれば、それ自体がいい学習活動になるでしょう。